

## 告 示

### 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年九月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年九月三日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 大 山 裕

太田熊谷線	路線名
熊谷市箱田六丁目一五九四番一四地先 から 同市箱田六丁目一二二番一四地先 まで	供用開始の区間
令和元年九月六日	供用開始の期日
平成十九年三月三十日付け埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二十八号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長四九七・〇〇メートル	備考